

南三陸町国土強靱化地域計画～概要版～

- 1 策定の趣旨**
東日本大震災により広範囲にわたり甚大な被害を受けた当町では、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところであるが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的に取り組みを展開するため、本計画を策定するもの。
- 2 計画の位置づけ**
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画
- 3 計画期間**
令和2年度から令和7年度まで（6年間）
- 4 対象想定災害**
ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害

<基本理念>

過去の教訓を生かし、二度と災害で命や財産を失わないまちづくり

<基本目標>

いかなる自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が図られる
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

<事前に備えるべき目標>

基本理念及び基本目標を踏まえ、

- 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる
- 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する等8つの事前に備えるべき目標を設定した。

<起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）>

事前に備えるべき目標を妨げる事態として、「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画」を基本として、24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

- 1-1 地震による建築物の倒壊や火災による死傷者の発生
- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態など

<施策分野>

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野について、「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画」を参考に、本町の実情を踏まえ次のとおり設定した。

- 個別施策分野
行政機能、住宅、保健医療福祉、環境、産業、交通・物流、町土保全、土地利用
- 横断的施策分野
老朽化対策、災害対策

<脆弱性の分析・評価>

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、各施策の脆弱性を分析・評価した。

例) 「住宅対策」

最悪の事態 : 被災者に対する十分な住宅対策や健康医療策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

脆弱性評価結果 : 東日本大震災の際は、応急仮設住宅の用地確保に課題があり、全整備戸数分の用地を町内で確保することができず隣接市に整備せざるを得ない状況となった。これが、被災者の町外流出に拍車がかかった要因にもなった。ピーク時は、2,174戸に5,841人が入居したことを踏まえ、次に災害が発生した場合は全整備戸数分を町内で確保できるよう計画していく必要がある。

<国土強靱化施策の推進方針>

脆弱性評価の結果を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進方針を設定した。

例) 「住宅対策」

推進方針 : 大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が可能となるよう関係機関で協議・調整する。また、建設候補地の選定を行う上では、東日本大震災時に被災者の避難過程におけるコミュニティの連続した分断が叫ばれていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを一定程度維持できるよう考慮していく。